

身体障がい者更生相談所

山形県身体障がい者更生相談所

990-0031 山形市十日町 1-6-6

TEL : 023-627-1197

FAX : 023-627-1114

身体障がい者更生相談所とは

身体障害者福祉法第 11 条第 1 項に基づき設置し、身体障がい者の自立と社会活動への参加を促進するために、相談判定、身体障害者手帳の交付等の事業を実施しています。

相談判定

身体障がい者の更生援護を目的として来所・巡回・訪問等により各種相談、指導助言を行っています。

1 相談

障がい者本人・家族等の来所や電話による各種の専門的な相談に随時対応しています。

2 判定

補装具（義肢・装具、車いす、座位保持装置、補聴器等）、自立支援医療（更生医療）に関する診断・判定を行います。

○来所判定

事前予約制です。直接電話での予約か、市町村を通しての予約が必要です。

(1)聴覚、平衡機能及び言語障害

月 2 回金曜日（不定期）

(2)肢体不自由

毎週木曜日（原則）

(3)骨格構造義肢及び電動車いす

毎月第三水曜日（日本海総合病院）

毎月第四木曜日（原則）

3 巡回相談

最上、置賜、庄内地区における身体障がい者の利便性を考慮し、医師等が巡回して相談判定を行っています。（最上 2 回、置賜 5 回、庄内 8 回）

身体障害者手帳

身体に障がいのある方へ身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づき、身体障がいの障がい程度、等級の審査を行い、身体障害者手帳を交付しています。